

2011年5月25日
日本共産党東京都議会議員団

東日本大震災・福島原発災害に関する救援・復興支援と 都の震災・原発・エネルギー対策の抜本的強化を求める緊急の申し入れ

未曾有の大災害となった東日本大震災によって、岩手県と宮城県の被災地は、生活の基盤を根こそぎ奪われ、行政機能も大きな痛手を受けています。いまだに避難所で生活している人が両県で6万8千人を超え、1日に1度も温かいものが提供されない避難所が3割も残されており、1日も早い復旧・復興に、東京都としても持てる力を十二分に発揮して協力することが求められています。

福島県では地震・津波被害にとどまらず、深刻な原発事故によって9万人が県内外に避難を余儀なくされ、うち東京には4千5百人余が避難しています。避難者は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の住民にとどまらず、とりわけ子どもへの健康被害を心配して避難する方が多くなっています。

今回の原発事故は、「安全神話」にしがみついた結果引き起こされた「人災」であり、一方的な被害者である避難者については、「指示に基づく避難」も「自主避難」も差別しないで同等の手厚い対応をおこなう立場を貫くことが必要です。

また、東京も被災地であり、死者が7名、負傷者は90名、住宅の破損は約3千戸にのぼっています。地震による交通機関の停止で多くの帰宅困難者がうまれ、液状化による被害も7区で発生しました。ビルの外壁の崩落、学校、スポーツ施設など公共施設の被害も多発し、崖の崩落なども見られました。都内被災地の復旧と被災者への手厚い支援および、原発事故にともなう放射能被害を防ぐための監視と対策を抜本的に強めることも緊急課題です。

今後予測される大地震による被害を最小限に抑えるために、地域防災計画などの抜本的な見直しと緊急対策も急がれています。東日本大震災は、地震の規模も、津波の大きさも、政府の想定を大きく超えました。中央防災会議は、これを教訓として地震・津波対策を抜本的に見直すための専門調査会を新たに設置し、その結論を国の防災基本計画の見直しなどに反映するとしています。都はこれをふまえて地域防災計画などを見直すことは当然ですが、それを待つことなく、専門家の協力のもとにただちに調査・研究を開始するべきです。同時に、いつ発生してもおかしくないといわれる大地震に備えた緊急対策を、ただちにすすめることが求められています。そのさい都は、震災対策の第一を「自己責任原則」（震災対策条例前文）とする立場を改め、災害を最小限にする行政の責任を果たす立場を明確にすべきです。

巨大な電力消費地である東京都は、このとりくみの中で、原発ゼロを目指した再生可能エネルギーへの転換に向け、ただちに新たな事業に着手することも重要です。

救援・復興と震災・原発・エネルギー対策の抜本的拡充のためには、莫大な財源が必要です。このために不要不急、浪費的事業を見直すことは不可欠です。とりわけ公共事業についていえば、いま最も重視すべきは被災地港湾の復興や瓦礫処理などであり、そのためにも大型開発を凍結・中止することが求められます。したがって今回の補正予算は、当初予算で計上した外郭環状道路や巨大港湾建設などを見直すとともに、4千億円のオリンピック開催準備基金を適正に取り崩すことなどで財源を確保したうえで、本格的なものとして提案するよう、強く申し入れるものです。

一. 被災地の復旧復興について

【被災地への支援】

1. 避難所における生活環境や食事の質について、国に改善を求めるとともに、都としても引き続き職員・専門職の派遣や、炊き出し支援等のボランティアを組織し、避難生活の改善を支援すること。
2. 行政機能の復興のため県の職員が市町村に派遣されていますが、行政機能自体が壊滅的な打撃を受けている自治体もあるだけに、都内区市町村と協力し、行政事務に長けた職員の派遣を行うこと。そのために必要となる職員の採用も行うこと。
3. 希望者全員が入居できる仮設住宅の整備が急務となっています。その支援のために建設関係職員の派遣を強化すること。
4. 南三陸町では2カ月以上たった現在でも、ほぼ全域で断水が続いています。上下水道の復旧をはじめ、生活基盤の復興及び仮設住宅の整備を急ぐために、上下水道の技術職、土木、建築、機械などの専門職の派遣をさらに増員し、そのために必要となる職員の採用もおこなうこと。
5. 保健、医療、福祉、介護などの暮らしを支える基盤の整備は最優先であり、それぞれ長期的な対応が求められています。医師、看護師、保健師、福祉職など必要な専門職を、都が採用することも含め派遣すること。
6. 学校の再建にはより手厚い子どもたちへのケアが欠かせません。教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを都が採用することも含め派遣すること。
7. 被災地の復興の上で、水産漁業、農業などの産業基盤の回復が急がれています。漁業再開のために海中の瓦礫の処理は急務であり、海中の状況を調査する潜水士などの専門技術者やクレーン船などを民間の協力も得て派遣するなど、支援を強めること。
8. 被災地の産業支援および水産物、農産物などの都内での消費拡大を促進するために、3県との復興支援協定を結び、3県の物産の販売と観光案内、復旧ボランティア活動の紹介などを恒常的に行える施設を提供をするなど、総合的支援をおこなうこと。

9. 同時に、被災県の旅館・ホテルの宿泊費の割引などによって、観光客の増加と消費の拡大につながるような被災地支援をすること。
10. 復興にあたり、せめて債務ゼロからのスタートが強く希望されています。債務の凍結・免除を都としても国に強く求めること。
11. 地震、津波とともに原子力発電所事故により深刻な影響を受けている福島県への支援は、電力供給を受けていた東京都として特別に責任があります。県が要望している原子力災害に対応できる特別措置法の制定を、都としても国に求めること。
12. 「風評」を是正するために、都として安全確認の周知を図り、福島県産の農産物等の都内での購入促進を支援すること。

【都内に避難している被災者への支援】

原発事故による福島県からの避難者は4千人を超えるといわれていますが、避難所だけでなく親戚などを頼って避難している方々もいるため、正確な数字は把握されていません。避難者は自宅にいつ帰れるのかもわからないという、見通しが持てない生活を続けています。子どもの被爆が心配なため、父は現地に残り母と子どもで避難しているという家族離ればなれの避難者も少なくありません。

原発からの距離、自宅の被災状況、仕事、家族構成など様々であり、抱えている問題もそれぞれ違うため、きめ細かい対応が求められています。

13. 避難指示地域の内外を区別せず、被災者全体の都営住宅などへの入居を保証するとともに、期限を区切らず、被災地に戻れる条件が整うまで入居を保障すること。
14. 避難者にきめ細かい対応を行うためにも、何でも相談できる相談窓口を開くこと。また、わかりやすくきめ細かな情報提供を行うこと。
15. 区市町村と協力して、親戚などに自主的な避難をしている人たちの把握を行い、情報の伝達とともに、避難所に避難している人たちと同等の支援を行うこと。
16. 経済的な困難は避難者の共通問題です。原発事故によって避難しているすべての人たちの医療費の一部負担金は免除とすること。
17. 就業を希望する避難者については、都自身はもちろんのこと区市町村とも協力し適切な雇用を創出すること。
18. グランドプリンスホテル赤坂に避難している小中学生が、せめて1学期の修了までは現在在籍している番町小学校、麴町中学校に通えるよう、同ホテルの使用期間を延長することをはじめ、適切に対応すること。また、さらなる転校をさせなくて済むよう、千代田区内にある廃止予定の国家公務員宿舎も移転先に加えるよう、国に対し早急に求めること。
19. 都営住宅などだけでは、住宅の広さと家族の人数が合わない、病院に通いづらい、親戚の近くに住みたいなどの要望が実現できないので、民間住宅の借り上げを活用すること。

20. 都営住宅、民間住宅など避難施設の形態を問わず、すべての避難者の水光熱費を無料にすること。
21. 避難所となっている都営住宅には、リースのクーラーを設置すること。民間住宅等の借り上げ時にも、冷蔵庫などの必需品の提供をはじめ都営住宅と同様の条件にすること。
22. 都内国公私立高校に通う被災生徒に給付型の奨学金を支給できるようにすること。
23. 私立学校に通う被災児童・生徒に対し、施設費や修学旅行費、交通費、学用品などの支援を行うこと。
24. 被災児童・生徒を受け入れている私立学校に対し、特別補助を行うこと。
25. 私立幼稚園に通う被災園児保護者に対し、入園料、保育料等の負担が生じないようにすること。また園児受け入れ幼稚園にたいし特別補助を行うこと。

二. 都内の被災者支援について

(1) 都民や公共施設の被災への対応

26. 区市町村と協力し、個人住宅、公共施設、道路、体育館、学校など都内の被災状況を綿密に調査し、全面的に速やかに復旧できるようにすること。
27. 液状化、地盤沈下、瓦の落下など個人住宅の被害についても助成を行い、個人の負担を大幅に低くして、ただちに復旧できるようにすること。
28. 賃貸住宅居住者が被災し、所有者が住宅を取り壊すなどの場合、都営住宅入居基準対象となる居住者には速やかに住宅を斡旋すること。
29. 都営住宅の震災による風呂などの付帯設備の故障について、都が責任をもって修繕すること。
30. 都営辰巳団地などの建て替えにあたっては、工期を短縮し、液状化の影響を受けた建物は対策を講ずること。また、耐震化が必要な都営住宅は耐震工事を早急に実施すること。
31. 都立学校の被害状況を把握し、必要な補修を行うこと。天井や照明器具などを改めて総点検し、耐震化をはかること。
32. 今回の地震による被害を受けた公衆浴場については、修繕費用を補助し耐震化を促進すること。

(2) 中小企業への支援

33. 東京の中小企業が受けた直接被害、間接被害の実態を全面的に把握し、必要な支援を行うこと。
34. 事業所の建物および設備、機器などの破損、損壊などの直接被害に対し、助成を行うこと。

35. 被災地の復旧、復興事業に東京都の中小の企業、建設業も積極的に貢献できるようにすること。
36. 罹災証明を必要とせず、間接被害を受けた企業でも活用可能な長期、低金利、100%保証の制度融資をつくること。また、信用保証協会保証、そのほかの保証も含めて既存融資の返済負担を軽減する100%保証の借換え融資制度を立ちあげること。
37. 新たな金融支援策を打ち出しても、現場では金融機関の貸し渋りなどがあったり、条件変更についても金融機関が対応しないとの声があるため、現場での対応について、都として調査・発表し、その改善に努めること。
38. 建設資材、インクなどの印刷材料、電子部品材料等の資材など、原材料の供給不足、ストップ、高騰の影響が今も続いています。その要因の1つに、大企業がつくりだしてきた資材調達システムであるジャストインタイム方式、一極集中方式の弊害があります。大企業が新たな資材調達先を海外へ求める動きがありますが、旧来型の資材調達方式の見直しと国内の中小企業の育成をセットにしてすすめるよう、大企業、業界団体へ働きかけること。
39. 行事の自粛、自治体などの会館使用制限などがあるために多くの中小企業が影響を受けています。都のイベントをはじめ、過度な自粛は行わないようにすること。

三. 放射能汚染等の検査態勢と情報提供について

福島原発事故によって、放射能汚染は東京都内の大気中にも広がっています。大気・降下物・水道水・下水処理汚泥・農作物・土壌・海洋・河川などについて、東京全体を網羅するような放射線量測定を継続的に行い、実態把握と年間推計を明らかにし、都民に随時公表することが必要です。

そのために局横断的な放射能汚染対策チームを設置し、窓口を一本化するとともに、全庁的に対策を強化するべきです。

40. 放射線測定器と放射性物質分析装置を大幅に増やすとともに、人員態勢を確保すること。大学や企業などすべての協力態勢を図り、測定地点を大幅に増やすこと。
41. メッシュを可能な限り細かくし、都内全体の放射線濃度の実態を正確に把握し、常時観察し、リアルタイムで都民に情報提供すること。
42. 情報提供は、パソコンホームページだけでなく携帯電話でも閲覧できるようにすること。
43. 空間線量の高い地域では、土壌に蓄積された放射線量の測定もおこなうこと。
44. 水道——全浄水場の浄化処理前と後で測定すること。汚染をおさえるため金町浄水場などの貯水池に蓋をかけること。

45. 下水道——全水再生センター及びスラッジプラントでの脱水汚泥と、汚泥焼却灰について、継続的に測定をおこなうこと。
46. 食品技術センター、農林総合センターに放射線測定器と放射性物質分析装置を整備し、野菜・生鮮食品の測定を継続的に行うこと。
47. 中央卸売市場に放射線測定器と放射性物質分析装置を整備し、迅速な測定を実施すること。より高い安全性を求める諸外国の要望に応え、工業製品と同じように、輸出生鮮食品について保証書などで安全性を証明すること。
48. 島しょおよび東京湾、河川の水産物・魚介類の測定を行い、安全確認をするとともに証明すること。また、海水の測定箇所を増やすとともに、海底の水および土壌の測定を行うこと。
49. 都立学校の校庭・プール、給食食材などの放射線測定を継続的に実施し、安全を確保すること。区市町村立学校、私立学校、保育園、幼稚園についても実施できるよう支援すること。
50. 学校・保育園・レジャー施設などのプールおよび島しょの観光資源である海水浴場の安全基準を早急に定めるよう国に求めること。
51. 農産物等の放射能汚染および「風評」による被害や、都をはじめ自治体等が実施する放射能汚染対策の財政負担は、原則として東京電力の責任で全額補償するよう、東電と国に求めること。

四. 浪費的エネルギー使用を抑制するとともに、原発ゼロめざし、再生可能エネルギーへの転換を

原子力発電は、本質的に未完成かつ危険なものであり、世界有数の地震・津波国である日本に集中することの重大性は、東日本大地震で明らかになりました。知事は、原発推進の立場を撤回し、原発からの撤退と浪費的エネルギー使用の抑制、再生可能エネルギー重視のエネルギー対策をすすめるべきです。

【再生可能エネルギーの導入】

52. 「東京都再生可能エネルギー戦略」（2006年）によると、東京のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合はわずか0.7%にすぎず、その後の進展について、把握もされていません。2020年度までに20%という都の目標にむけ、再生可能エネルギーの導入を急速かつ強力にすすめること。あわせて、目標についても大幅に引き上げること。
53. 環境NPOや研究機関、民間企業と協力し、都内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルと技術発展について、全面的な調査・研究をおこない、東京都再生可能エネルギー戦略を今日的に発展させ、急速に推進すること。

54. 大規模集中型発電から、多様な再生可能エネルギーによる小規模分散型発電への転換を促進すること。小規模分散型で発電した電力を、身近な地域をはじめ、工場、ビル、学校、家庭等で効果的に利用できるようにする新しい電力網（スマートグリッド）の実証実験を、都として実施すること。
55. 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業をただちに復活させ、自己負担を軽減するなど、より使いやすい恒常的な制度としてとりくむこと。
56. 集合住宅等太陽熱導入事業については、新規住宅だけでなく、既設住宅も対象とすること。
57. 「電気のグリーン購入」について、大口需要者の購入義務化など、明確なルール化を進めること。
58. 波力発電について、国に対し、エネルギー政策に抜本的に位置づけ、開発や導入にとりくむようはたらきかけるとともに、都として漁礁設置と一体で早期実用化にむけたとりくみをすすめること。
59. 島しょでの地熱発電や風力発電の活用について、具体化をはかること。
60. 再生可能エネルギー発電機器、省エネ機器の研究や開発をすすめる都内の中小業者・ベンチャー企業への支援をおこなうこと。ホームページや展示会などによって機器の宣伝普及をすすめること。
61. 都立施設や都有地、都営団地、公社施設など、都の関連する施設と土地において、関係機関と協力し、再生可能エネルギー機器の設置を強力に推進すること。

【省エネ社会にむけた浪費的エネルギー使用の抑制】

電力消費のあり方については、浪費的な電力使用の見直し、抑制を求めるべきです。同時に、教育活動などが制限されるなどはあってはならないことであり、教育、福祉施設、中小企業などに一律的な規制がされることがないようにすべきです。

62. 電力の大口需要者にたいして、消費電力総量の抑制を求めること。あわせて、太陽光や風力、マイクロ水力など自然エネルギーをふくめた自家発電装置の設置推進を求めること。
63. 環境確保条例の排ガス規制を緩和して大井火力発電所に予定している、旧型ガスタービン発電機の増設は当面中止し、東京電力の電力供給状況を見極めること。
64. 希望する家庭および中小企業にたいする省エネ診断員派遣制度を拡充し、診断員を増やすこと。家庭の消費電力量が測定できる電力計を区市町村と協力して確保し、希望する家庭に貸し出し等をおこなうこと。
65. 中小企業に対しては、東電への協力を理由に、一律のゆきすぎた節電対策を進めるのではなく、企業と従業者みずからの努力を尊重してすすめること。電力制御装置をはじめ中小企業設備リース事業や省エネ促進税制など、省エネや温暖化対策をすすめる中小企業を支援する制度をさらに拡充すること。

66. 元請け企業の節電を理由とするリストラなど、中小企業の営業や従業員の雇用・労働条件への影響について調査し、中小企業に犠牲が強いられないような対策をおこなうこと。
67. 病院や診療所、学校、保育園、幼稚園がすすめる自家発電の確保や省エネルギー化への助成など支援をおこなうこと。
68. 住宅エコポイント事業の期間延長を国に求めるとともに、都として上乗せ補助をおこなうこと。
69. 都庁をはじめ、都立施設や都の関連施設の照明のLED化を前倒しですすめること。
70. エスカレーターの停止や街灯の消灯、都立学校の夜間部活動の自粛、図書館や体育館・公民館など公共施設の夜間開放・使用の中止などによって、高齢者や障害者をはじめとする都民生活、定時制をはじめとする高校の教育活動、交通や治安に深刻な影響が起きています。過度な節電によって都民の治安や安全、子どもの成長と発達に支障が生じないように、都として、区市町村や鉄道事業者などと協力し、総点検をおこない、必要な措置をとること。
71. 冷房の使用抑制などによる熱中症の発症を防止するため、高齢者住宅に訪問して調査やアドバイス、必要な支援をおこなうなど、区市町村と協力して万全の熱中症対策を実施すること。

五. 地域防災計画の抜本見直しと当面の対策について

(1) 地域防災計画の抜本見直し

72. 現行の東京都地域防災計画は、首都直下地震を前提に、最大でマグニチュード 7.3、震度 6 台を想定し、対策を定めてきた。しかし、外房型の巨大地震の可能性や東日本大震災を受けて、東海・東南海・南海地震など連動型地震の切迫性などが指摘されています。都として、専門家の英知を結集し、都の地域防災計画をはじめとする防災対策を最悪の規模の地震を想定したものとして、以下の点に留意して抜本的に見直すことを求めます。
 - 東日本大震災規模の激震を想定すること。海溝型地震および直下型地震の両タイプについての想定。
 - 東京湾沿岸を大きな津波が襲う場合の想定、震源が東京湾北部、湾口、湾外のいずれの場合の想定。
 - 液状化現象のひろがり、帰宅困難者の大量発生、住宅の密集、超高層ビルの林立と長周期地震動、都市機能の一極集中、東京湾を航行する多数の船舶、湾岸に並ぶ石油コンビナート、水害にたいするもろさなど、東京という都市の成り立ちと構造から生じる固有の問題を直視する。
 - 地震と連動して起こりうる原子力災害への対応を抜本的に重視する。

- 防災教育・地域ごとの防災訓練の普及など、都民参加による防災・福祉のまちづくりの見地をつらぬく。

(2) 当面ただちにとるべき緊急対策

都は、地域防災計画及び震災対策事業計画等にもとづき災害を半減させる計画をたててきましたが、事業の到達は大幅に遅れています。木造住宅への耐震助成の件数は3年間で232件にすぎず、耐震化されていない住宅は100万戸以上残されています。

また今回の事態から、東京でも津波対策や液状化対策などただちに具体化することが求められています。さらに今回の千葉県湾岸部の石油タンク火災は、湾岸部での大規模火災の危険性を警告しており、こうした対策も緊急に求められています。

【住宅の耐震化対策の抜本強化を】

73. 区市町村と協力し、木造住宅密集地域を中心にすべての木造住宅の耐震・不燃化への大幅な助成をおこなうこと。さらに、バリアフリーとセットでの助成や、一部屋耐震化などへの助成をおこなうなど、都民の要望に即した多様な助成を実施すること。また、耐震シェルターへの助成を拡充するとともに、広報をつよめ普及拡大をはかること。
74. 緊急輸送道路沿道建築物耐震化について、すべての区市町村が助成事業にとりくめるよう、区市町村への財政支援をおこなうことを含め、助成を拡充すること。
75. 各区市町村が、個々の状況に応じた適切な耐震改修をアドバイスする相談・支援体制を設けるよう援助すること。
76. 木造密集地域解消促進のために、都営住宅の建設や建替促進住宅のための種地確保、共同建替え助成や、公共用地による防災公園の整備など、都の支援を抜本的に拡充すること。

【公共施設、都市基盤施設の耐震対策など】

77. 今回の大震災で多数の被害がおきた都営住宅の耐震化、災害時の避難所となる小中学校などの耐震化を促進すること。I s 値0・3未満の小中学校は今年度中に完了し、0・3以上についても目標を前倒して達成できるよう支援すること。
78. 今回の地震によって不特定多数があつまる体育施設など多くの施設が破損してことを重視し、総点検を行うとともに、天井や吊り下げ機材などの抜本的強化をはかること。
79. 医療機関、福祉施設、保育所、幼稚園、私立学校等の耐震化への助成を拡充すること。
80. 道路、橋梁とともに、水道、下水道施設など都民生活をささえる施設の総点検を実施するとともに、期間を定めて耐震強化を推進する。臨海部の沈埋トンネルの点検で耐震強化をすすめること。

81. 急傾斜地対策事業などを抜本的に強化すること。
82. 都市公園の整備を加速するとともに、農地の保全、緑地の保全の強化し、オープンスペースの拡大をはかること。

【湾岸部の石油タンクや原子力研究所等危険施設への共同対策】

83. 今回の地震による石油タンク火災は、湾岸部に林立する石油タンクやコンビナート、火力発電所などが激震や津波被害にみまわれた場合、首都圏全体に深刻な被害をひろげる危険性を改めて示しました。都として東電大井火力発電所をはじめとする都内の巨大燃料貯蔵施設などはもちろんのこと、千葉県、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市と共同で湾岸部全域の危険施設にたいする総点検を行うとともに、当該企業にたいし、地震、津波対策、火災防止策を抜本的に強化するよう求めること。

【津波対策】

84. 専門家、関係者及び対象自治体を結集し、東北地方を襲った津波の規模を前提にした東京湾及び伊豆諸島、小笠原諸島における津波の想定と対策の検討を開始すること。
85. 防潮堤などを総点検し、整備の状況、問題箇所の状況などを都民に公開するとともに、必要な緊急対策をとること。湾岸部に近い地下鉄、地下街等の津波を想定した総点検を実施し、緊急対策をとること。
86. 関係自治体と連携し津波からの避難場所の確保、誘導策の検討を行うこと。

【液状化対策】

87. 都内における液状化の発生状況と建築物への影響の総点検を行い、その結果にもとづいて、新たな液状化予想図の作成、液状化対策の策定を行うこと。
88. 液状化の危険が浮き彫りになった臨海部での高層マンション等の新たな建設は行わないこと。
89. 液状化による側方流動による地盤の破損や地下埋設物の破損があった危険個所の調査を行い鋼鉄矢板で囲うなどの対策をとること。
90. 液状化の危険地域で宅地の地盤強化にたいする新たな支援策を実施すること。
91. 地盤沈下危険地域の緊急補強対策をとること。

【超高層ビル、マンション対策】

92. 東日本大震災による長周期地震動は高層ビルに深刻な影響を及ぼしている。一定高さ以上の高層ビル、マンション管理者に総点検とその結果の報告を求める。100メートルを超える超高層ビルについては、都として立ち入り調査を行うこと。
93. 都心部などでの超高層ビル、高層マンションの建設は抑制すること。
94. 長周期地震動に対応するよう、都庁舎の対策はもとより超高層ビル、超高層マンシ

ョンで免震、制振対策を図るよう指導を強めること。

95. 高層マンションで、地震による水道、下水道管の破損など生活インフラ破損への対策や食料等の備蓄を行うよう求めるとともに、管理組合が実施する改修への支援を行うこと。停電対策として再生可能エネルギーの活用をはじめ自家発電の整備を促進すること。

【帰宅困難者、被災者対策】

96. 東日本大震災規模の地震が首都を直撃するなら、帰宅困難者の発生とその対応は、今回をこえる深刻な状況となることが浮彫になりました。あらためて帰宅困難者対策を再検討し、鉄道事業者、自治体などと方針や役割分担、連絡体制等を明確にすること。
97. 帰宅困難者の救援施設の拡大、毛布や食糧、飲料水等の備蓄を抜本的に引き上げるよう自治体や企業に求めるとともに、都立施設においても備蓄を強化すること。
98. 震災時の避難場所は、被災者399万人を想定して計画されており、より深刻な事態を想定するなら不十分です。すべての被災者をうけいられるよう区市町村と連携し、避難場所、避難所の拡大と安全化をはかるとともに、都立の体育施設なども広域的な救援所となるよう必要機材や備蓄品の整備をすすめること。
99. 震災時の食糧備蓄は、区市町村は1日分で2日目から都が提供することになっていますが、都の備蓄も1日分にすぎません。抜本的に見直し、備蓄の拡充をすすめること。
100. 生活関連事業者の事業継続計画（BCP）策定を積極的に支援すること。各種の災害時応援協定を結んでいる団体と協議をすすめ、実施体制を強化すること。また、国内の大規模災害に首都東京として迅速に対応できる協定に改定すること。
101. 地域ごとに穴のないよう応急給水槽のさらなる設置を促進するとともに、給水車の配備を拡大すること。
102. 私立学校の備蓄への財政支援を行うこと。
103. 震災時にも公共サービスが継続できるよう、都庁、都立病院、水道施設などでの自家発電能力を再生可能エネルギーへの転換も含め、増強すること。
104. 東京ボランティア・市民センターの機能を強化するとともに、災害ボランティア・コーディネーター、ボランティアリーダーの組織的な養成を促進すること。

【消防力の強化】

105. 現在の想定でも焼失する家屋は31万棟と想定されているにもかかわらず、消防車両の整備は配備基準をも達成していません。倒壊建築物除去のための重機は8台、クレーン車は3台にとどまっています。こうした遅れを早期に解消するとともに、大震災に対応した消防車両、機材等の整備をすすめること。消防水利のさらなる確保をすすめること。

106. 消防団の増強のための支援を強化するとともに、消防団本部及び機材の整備を促進すること。
107. 自治会、ボランティア等による地域の防災ネットワーク強化のための支援を強化すること。

【障害者、高齢者、難病患者など災害弱者対策】

108. 地域のなかで、障害者、高齢者などの災害時に自力避難が困難な災害弱者への救援のネットワークづくりを促進すること。
109. 障害者等をうけいれる避難所の整備と必要な機材の確保をすすめること。
110. 病院や入所施設が自家発電能力を強化できるよう支援を行うこと。また、災害時の通信手段確保への支援を行うこと。

【原子力事故対策】

111. 深刻で広範囲な被害をもたらす、原子力発電所よる放射能被害を阻止するために、東京からわずか200キロで震源予想地の上に設置されている浜岡原子力発電所は一時的な停止にとどまらず廃炉するよう申し入れること。
112. 川崎市の東芝原子力技術研究所は、原子炉と核燃料物質の保管施設があり、地震と津波によって深刻な被害をもたらす危険があります。神奈川県、川崎市とも連携し、専門家の協力をえてただちに立入検査・点検を行い、撤去を含め抜本的安全化をすすめること。
113. 都内の放射線等使用施設は病院など100か所をこえており、環境汚染や被爆を防止することは重要課題であり、あらためて管理、安全体制の総点検を行い、対策の強化をはかること。

【震災対策のための首都圏連携体制】

114. 首都圏では、石油火災対策、津波対策をはじめ東京都単独でなく、首都圏が連携した対策をとることが求められている。そのために9都県市などによる恒常的な広域震災対策体制をとること。

以 上